

ほ場全体の生育を均一に揃えることが、醸造用ぶどうの品質向上と管理作業の効率化につながる。

1 芽かき

- 芽かきは、芽の適正な除去により、結果枝の調節・配置を行い、適正な勢力に揃え、収量・品質を向上させ、また、翌年の結果母枝を充実させるために行う。
- 一般に芽を多く除去するほど残った新梢はよく伸び、芽かきが少ないほど新梢の伸びは小さくなる。樹勢の強弱によって芽かきの量や時期を変える。
- 霜害の危険分散するためにも、一度に全部を除去するのではなく数回に分けて行う。
- 結果枝は8～10cmに1本を目安として生育中庸な枝を残す。
- 主幹に近い基部付近の芽をなるべく残すようにして、上部の強い芽は除去する。



写真8-1 芽かき

表8-1 樹勢別の芽かき方法の目安

樹勢の弱い樹	<ul style="list-style-type: none"> ・萌芽後なるべく早く芽かきを行う。 ・展葉5～6枚頃になっても新梢の伸長が弱い場合は、さらに芽かきを行い残った芽の伸長を促す。
樹勢の中庸な樹	<ul style="list-style-type: none"> ・副梢や弱い芽を除去する程度とする。
樹勢の強い樹	<ul style="list-style-type: none"> ・萌芽してもすぐに芽かきを行わない。 ・萌芽後、生育を見ながら徐々に芽かきを行う。 ・芽数は多めにし、最終的には仕上げで調節する。

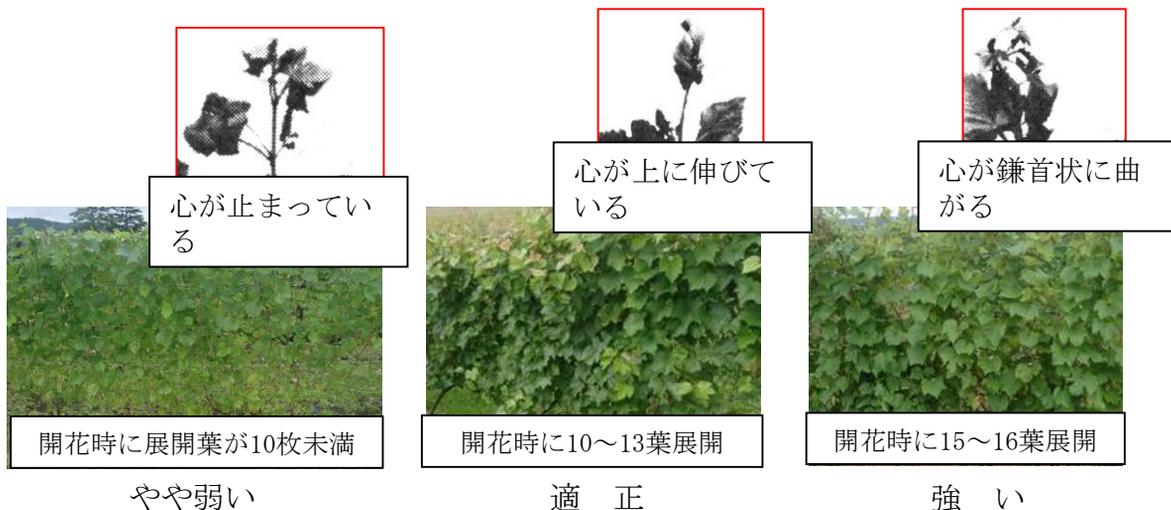


写真8-2 樹勢の見方と目標とする樹勢(左と中の中間)

■芽かきの手順

- ① 1回目：5月中～下旬頃。新梢の長さが5cm前後になるまでに、大まかに、副芽や不定芽を除去する。
- ② 2回目：6月上旬頃。1回目の10日後に、伸びすぎる芽や弱すぎる芽、遅れて萌芽したもの、副芽を主に除去し、やや多め(13～15本/m)に残す。
- ③ 3回目：仕上げとして霜害の危険性なくなる6月中～下旬に、枝の伸長に合わせて適宜誘引を行いながら、枝の混み過ぎる部分を間引いて仕上げる(10本/m)。



写真8-3 芽かきを仕上げたほ場

2 誘引

- 誘引により風による枝の折損防止と枝の適正配置により、日当たりを良くする。
- 新梢が2段目の架線に達したのから逐次行う。
- 副梢の出やすい品種は早めに行う。

- 風の強い場所等では枝が偏り樹形が乱れるので、誘引の際、結束をしっかり行う。



写真8-4 誘引・結束が不十分なほ場

3 摘心

- 枝梢へ向かっている養分を果実の肥大や成熟に向けるために摘心を行う。
- 7月下旬頃から数回、最上段架線(175cm)上30cm前後で、新梢の頂上部を切りそろえる。
- 摘心後、副梢が通路側へ伸びてきた場合は、日当たり、作業性、風通しが良くなるように適宜、刈り取る

4 副梢の整理

樹勢が強すぎて副梢の発生が旺盛な場合は、結果枝に対して日当たりが悪くなり、果実品質や枝梢の充実が悪くなるのを軽減するため副梢を整理する。

- 果房周辺から発生した副梢は基部から除去するが、果房の上部から発生したものは基部葉を1～2枚残して摘心する。
- 3～4葉で停止する場合や過度に摘葉した場合は放任する。

■整理手順

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 1回目 (6月下旬) | : 仕上げの芽かきと同時に旺盛な副梢を除去する。 |
| ② 2回目 (7月下旬) | : 摘葉と同時に果房周辺の副梢を基部から除去する。 |
| ③ 3回目 (8月中下旬) | : 旺盛な副梢を基部3～4葉残して摘心する。 |

5 摘房

着果過多による結実不良、果実の登熟の遅れ、糖度等の品質の低下や枝の登熟不良、貯蔵養分の不足等による凍害や樹勢衰弱、翌年の萌芽不良を軽減することを目的として摘房を行う。

- 1結果枝当たり2果房程度とする。
- 過着果の場合は、大きい房の肩房や副梢の果房を除去する。
- 樹齢、樹勢、樹全体の着果量、結果枝の強さ、果房の大きさ等により加減する。
- 結実状態、灰色かび病の発生等を確認しながら、できるだけ早く行う(8月中旬まで)。
- 天候不順等により熟期の遅れや品質の低下が予想される場合は、その後も着色の遅い房を中心に摘房する。



写真8-5 摘房実施果実（左）と未実施果実（右）

6 摘葉（除葉）

ぶどうの果房は雨水が滞留しやすく、さらに果房付近に多数の葉がかぶさると腐敗の原因となる。摘葉は、果房まわりの環境をよくし腐敗の軽減を図り、収穫の作業性を向上させる。また、果房に日が当たることにより、熟期が促進し、酸が低下したり、赤色品種では着色が向上する報告もある。防除効果・熟期促進・作業性向上など目的にあわせた作業を行うようにする。

- 新梢の草勢を揃え誘引・摘房を正確に行って、果房の高さを揃えることが摘葉を実施するための前提となる。
- 果房周りの古い葉を摘み取る。果房から上の葉は1新梢当たり副梢葉を含め、30枚程度は必要となるので、摘葉は必要最小限にとどめる。特に葉数が不足している場合、摘葉は極力少なくする。
- 日焼けのリスクを避けるため、南北列は東側、東西列は北側の葉から取り除く。日焼けの発生の恐れがある場合は、天候状況を見ながら摘葉時期・程度を決める。特に「バッカス」、「ミュラートルガウ」は日焼けしやすいので注意する。

■摘葉時期

- ①開花前（7月上旬）：防除効果を高めるため、果房への薬剤付着を妨げる葉を、少しだけ摘み取る。摘み過ぎは病害を助長することがあるので注意する。
- ②結実後（7月中旬～8月上旬）：風通しを良くし作業性を向上させるため、果房周りの葉を摘み取る。日焼けに注意して作業をする。
- ③収穫前（9月上中旬）：作業性を向上させるため、果房周りを仕上げる。



写真8-6 摘葉前(左)と2回目摘葉後(右)

表8-2 果房近くの摘葉の目安

品種名	摘葉時期	腐敗のしやすさ	摘葉の程度	
			天候安定時	多雨時
セイベル13053	8月下	小	わずかにとる	2～3枚残し
セイベル5279	7月下～8月上	やや大	2～3枚残し	完全摘葉
ツバイゲルトレーベ	7月中～7月下	やや大	2～3枚残し	完全摘葉
ミュラートルガウ	7月中～7月下	大	完全摘葉	完全摘葉



2～3枚残し



完全摘葉



摘葉程度が強すぎる

写真8-7 摘葉の程度

Ⅹ 病虫害対策

1 病虫害・生理障害対策

「北海道農業入門【果樹編】加筆」

病虫害・生理障害名	解説	病虫害・生理障害名	解説
根頭がんしゅ病 	<p>○細菌（アグロバクテリウム菌）</p> <p>○症状：枝・幹に大小様々な褐色のこぶができ、硬くコルク化し、樹勢が衰弱し、枯死する場合もある。接ぎ木で伝染する。</p> <p>○対策：健全穂木を植える。</p>	黒とう病 	<p>○かび（エルシノエ菌）</p> <p>○症状：葉では葉脈上に褐色小斑点を生じ、中央灰白色で周辺鮮紅～紫黒色円形病斑となり、多発すると葉がゆがんだり巻く。新梢、巻きひげ、果実にも楕円形病斑。欧州系品種は弱い。</p> <p>○対策：罹病新梢の除去。殺菌剤の樹冠散布。</p>
灰色かび病 	<p>○かび（ボトリチス菌）</p> <p>○症状：葉は花卉が付着した部分や葉縁から淡褐色輪紋状の病斑を生じる。花穂は淡褐色に腐敗、熟果では裂果部分が褐色に腐敗。多湿時は灰色のかびが生える。</p> <p>○対策：殺菌剤の樹冠散布。</p>	べと病 	<p>○かび（プラズモパラ菌）</p> <p>○症状：葉に淡黄色の斑点、裏側に白色のかびが密生し、発病が激しい場合は黄化落葉する。幼果は白いかびに覆われ、褐色のち鉛色～紫黒色になり、乾固、脱粒する。欧州系品種は弱い。</p> <p>○対策：殺菌剤の樹冠散布。</p>
晩腐病 	<p>○かび（グロメラ菌、コレトリカム菌）</p> <p>○症状：幼果では黒色ハエの糞状の小斑点ができる。熟果では褐色円形の病斑がで急速に腐敗する。果粒の表面はサメ肌状、鮭肉質で粘質の胞子を生じる。</p> <p>○対策：殺菌剤の樹冠散布。</p>	つる割細菌病 	<p>○細菌（Xylophilus菌）</p> <p>○被害：葉ではハローを伴う褐色の病斑となり、葉縁部の黄化や葉の一部が褐色に枯死する。つるでは黒色の条斑が発生しやがて表皮が割れてつる割れ状になる。果実では黒褐色円形かいよう症状で裂果する。</p> <p>○対策：銅水和剤の散布。</p>
ツマグロアオカスミカメ 	<p>○半翅目</p> <p>○被害：葉では最初、暗褐色の小斑点を生じ、やがて大小の穴があく。被害は基部葉から4～5位葉までに多い。</p> <p>○対策：発芽始～2週間の殺虫剤の樹冠散布</p>	チャノキイロアザミウマ 	<p>○アザミウマ目</p> <p>○被害：葉・果穂・果軸などを吸汁する。果実では褐色の不整形斑が生じるため、商品価値はなくなる。</p> <p>○対策：殺虫剤の樹冠散布。</p>
スズメバチ類 (左：成虫、右：被害) 	<p>○膜翅目</p> <p>○被害：成虫が収穫期に飛来して果実を暴食する。また、作業者なども危険となる。</p> <p>○対策：酒（酒粕）、黒砂糖、酢で糖蜜を作り、誘殺ビンに入れて、果樹園に吊し、捕殺する。</p>	苦土欠 	<p>○マグネシウム欠乏</p> <p>○症状：果粒の初期肥大頃から発生する。基部葉から葉脈間が黄変し、症状が進むと下位葉から落葉する。</p> <p>○対策：苦土肥料の施肥、苦土の葉面散布。</p>

病害虫・生理障害名	解説
<p>ブドウスカシクロバ</p>  <p>HRO.Nishiwaki HRO.Nishiwaki</p>	<p>○鱗翅目(チョウ目) ○被害:6月中旬に新梢基部の葉に直径1mm程度で薄く膜を残して食害し始める。幼虫が成育するにつれて新梢上位に移動し、老齢幼虫では直径1cm程度の食害痕を残し、花穂や幼果も食害する。 ○対策:捕殺または6月中旬に「ケムシ類」に登録のある殺虫剤を葉裏にもかかる様に散布。</p>
<p>コガネムシ類</p>  <p>HRO.Nishiwaki HRO.Nishiwaki</p>	<p>○鞘翅目 ○被害:6月下旬頃から8月中旬まで葉を旺盛に食害する。主な加害種はマメコガネ(写真左)である。ヒメコガネ(写真右)はマメコガネにやや遅れて現れる。 ○対策:捕殺または登録薬剤の樹冠散布</p>
<p>ブドウハモグリダニ</p>  <p>HRO.Nishiwaki HRO.Nishiwaki</p>	<p>○フシダニ科 ○被害:常発園では展葉直後の葉に寄生が認められる(写真左)。寄生葉は葉表が突出して火ぶくれ症状となり、葉裏には毛茸が密生し(毛せん症状)、ひどい場合は葉表にも毛せん症状を呈する(写真右)。生育初期から寄生密度が高い場合、花穂先端にも寄生し、寄生部分は開花しない。 ○対策:石灰硫黄合剤による休眠期防除および、登録薬剤の樹冠散布</p>
<p>イッシキブドウトリバ</p>  <p>HRO.Iwasaki HRO.Nishiwaki</p>	<p>○【鱗翅目(チョウ目)】 ○被害:7月下旬~9月上旬にかけて、果粒の基部付近から食入し果肉や子実を食害する(写真左)。被害果粒は紫黒色に変色し、脱粒するが多い。脱粒を免れても灰色かび病や灰星病を誘発することが多い(写真右は成虫)。</p>

道内の有機栽培醸造用ぶどう園で見られる病害虫については以下のホームページでも紹介しています。

<http://www.hro.or.jp/list/agricultural/research/chuo/organization/byouchu/pestorganicwine/organicwine.html>

2 農薬使用について

■ 安全使用基準

- 農薬にはそれぞれ使用できる作物と濃度や、時期、施設、露地栽培の区別などが決められており、ラベルに記載されている。
- 記載内容以外の方法で使用した場合、その作物の安全性や生育が損なわれるだけではなく、農薬取締法違反となり、罰則を受ける可能性がある。
- ぶどうの農薬には、決められた「収穫前日数」（最終散布日から収穫までの使用してはならない日数）が長いものが多いので、収穫が早まったときのことを十分に考慮して余裕をもって使用する。

■ 薬害の回避

- 品種によっては、薬害が発生しやすい。天候等の条件により、濃度や水量を加減し、他剤や葉面散布剤との混用にも注意する。
- 除草剤による薬害もみられるので、特に、幼木での使用は控える。

〈付録〉

醸造用ぶどうやワインに関する各種情報

I 就農までのスケジュール

農家以外で醸造用ぶどう栽培を志す人、醸造用ぶどうを作ってワイン製造を志す人が新規参入する場合には、一般的に、就農候補地などの情報を収集し、栽培技術習得のため一定期間の研修を受けた後、農地や施設等を取得して就農という流れとなります。

1 就農相談

北海道農業担い手育成センターは就農に関する総合窓口としての役割を果たしており、新規就農希望者等からの相談に応じて、専任の相談員が各市町村の地域担い手育成センターと連携しながら、研修の受入先などの情報提供や紹介業務を行っています。また、就農を支援する制度や留意事項などのアドバイスも行っています。

2 就農研修

先進的な農家や農業法人で、受入農家や関係機関から指導を受けながら、ぶどう栽培に携わり、技術や経営管理のノウハウを学びます。研修期間は、おおむね2年程度で、就農を希望する市町村で研修するのが一般的です。

この期間に役場、農協、農業改良普及センターをはじめ地域の人々と交流して信頼関係を築くとともに、農村生活に慣れることで円滑な就農につながります。

3 就農準備

就農研修を経て就農市町村が決まるなど、就農が確実となった段階で、市町村や農業改良普及センターに相談して就農計画を作成します。

北海道農業担い手育成センターでは、住居の移転など就農準備に必要な経費、施設整備など農業経営の開始に必要な経費を無利子で貸し付けています。

Ⅱ 農地の取得

新たに醸造用ぶどうの栽培を始めるに当たって、まず必要になってくるのが農地の取得や借入れです。農地の売買・貸借には農地法等の許可が必要です。

なお、農地法の許可は不要ですが、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村長が担い手等への権利移動の円滑化を目的として定めた「農用地利用集積計画」により、農地の権利の設定・移転を行うこともできます。

手続き等の詳細については、最寄の市町村農業委員会又は各総合振興局・振興局の農務課にお問い合わせください。

1 農地の取得又は借入れ

(1) 農地を買うのか、借りるのか、農業委員会に売主と買主あるいは貸主と借主が連署して申請書を市町村農業委員会に提出します。いずれの場合も市町村の農業委員会に許可を申請することが必要です（農地法第3条）。

(2) 許可の要件は次のとおりです。

ア 取得した農地の全てを効率的に利用して農業経営を行うこと。

イ 農作業に常時従事すること（年間150日以上に従事）。

ウ 面積は2ヘクタール以上であること（一部の市町村においては、この面積に達していなくてもよい場合もある）。

エ 居住地からの距離が通常の営農に支障がないこと。

2 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買又は貸借

地域の自主的な土地利用調整を基本に、市町村が農地の農業上の利用増進を図るため、新規就農者を含む地域農業者の農用地の売買、貸借等の意向をとりまとめ、農用地利用集積計画を作成します。市町村がこの計画を公告したときに、計画の内容に基づき売買や貸借が行われることとなります。この場合、農地法第3条の許可は不要です。

Ⅲ 醸造用ぶどう栽培やワイン製造に活用可能な主な国の支援制度

国の補助事業や融資制度など醸造用ぶどうの栽培やワイン製造に活用可能な支援制度があります。

各種支援制度の対象や要件等の詳細については、相談内容に応じて、農林水産省北海道農政事務所や各総合振興局・振興局農務課、地域の市町村、北海道農業担い手育成センター等にお問い合わせください。

フェーズ	制度の名称	支援内容	相談窓口
新 規 就 農	【交付】 農業次世代人材投資資金 「準備型」	就農前の研修期間における所得確保の支援 ・対象：原則として就農予定時に49歳以下の者が農業大学校、先進農家等で研修を受ける場合	北海道農業公社 011-271-2255 各地域担い手育成センター
	【交付】 農業次世代人材投資資金 「経営開始型」	経営が不安定な就農直後の所得確保の支援 ・対象：原則として就農予定時に49歳以下の者で独立・自営就農する認定新規就農者	市町村
	【融資】 農業経営基盤強化資金 「スーパーL資金」	農地や機械・施設等の取得に必要な資金借入 ・対象：認定農業者	日本政策金融公庫または取扱金融機関
	【融資】 青年等就農資金	醸造用ぶどう栽培開始に当たり必要な機械・施設の導入に係る資金借入（無利子） ・対象：認定新規就農者	市町村
ワ イ ナ リ ー 建 設 ・ 事 業 拡 大 ・ 6 次 産 業 化	【補助】 果樹経営支援等対策事業	優良品種への改植・新植（自然災害時の改植を含む）に係る費用や改植後未収益期間の果樹育成経費等の助成 ・対象：果樹産地構造改革計画で担い手とされている者	各(総合)振興局農務課
	【補助】 産地生産基盤パワーアップ事業	産地が目指す成果目標の達成に資する次の取組を支援 ①農産物処理加工施設（ワイン醸造所等を含む）の整備 ②農業機械等の導入及びリース導入 ③農業資材（パイプハウス、被覆資材等）の購入に要する経費 ④譲渡された果樹園で営農を開始するための再整備、改修 ・対象：産地パワーアップ計画に位置付けられた担い手	各(総合)振興局農務課
	【補助】 強い農業づくり総合支援交付金 (産地基幹施設等支援タイプ)	実質化された人・農地プランが策定されている地域において、農業者等が共同で利用する農産物処理加工施設（ワイン醸造所等を含む）の整備への支援 ・対象：市町村、農業者の組織する団体等	各(総合)振興局農務課
	【補助】 農地利用効率化等支援交付金	農産物の生産、加工等に必要な機械・施設の導入等に対する助成 ・対象：人・農地プランに位置づけられた認定農業者等	各(総合)振興局農務課

フェーズ	制度の名称	支援内容	相談窓口
ワイナリー建設・事業拡大・6次産業化	【補助】 農畜産物輸出拡大施設整備事業	農産物の輸出拡大に向けた農業者が共同で利用する農産物処理加工施設（ワイン醸造所等を含む）の整備への支援 ・対象：市町村、農業者の組織する団体等	各(総合)振興局農務課
	【補助】 農山漁村振興交付金のうち「農山漁村発イノベーション等整備事業（定住促進対策型、交流対策型）」	ワイナリー建設への助成（直売所、農家レストラン、加工施設などの施設整備） ・対象：市町村、農業者の組織する団体等	農林水産省農村振興局地域整備課 03-3501-0814
	【補助】 企業立地促進費補助金	道内に工場等を新設、増設又は本社機能移転をしようとする場合に一定の投資額、雇用要件を満たす事業者に対する補助 ・対象：道内、道外企業 ・業種：製造業、本社機能移転	各(総合)振興局商工労働観光課
	【補助】 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業補助金	中小企業が経営革新のために実施する設備投資等に係る補助 ・対象：中小企業者、NPO法人、特定事業者	ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-8880-4053
	【補助】 農山漁村振興交付金のうち「農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）」	ワイナリー建設への助成（6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備） ・対象：6次産業化・地産地消法により認定された農林漁業者団体等	農林水産省北海道農政事務所 011-330-8810
	【融資】 中小企業総合振興資金「ステップアップ貸付：政策サポート」	食や環境・ICTなど分野における新事業展開に取り組む場合に係る融資 ・対象：中小企業者等	各(総合)振興局商工労働観光課
	【分割販売・リース】 小規模企業者等設備貸与事業	北海道中小企業総合支援センターが機械販売会社から機械設備を購入し、申込企業に分割払いで販売またはリース ・対象：道内で事業を営む企業、創業予定者	北海道中小企業総合支援センター 011-232-2404

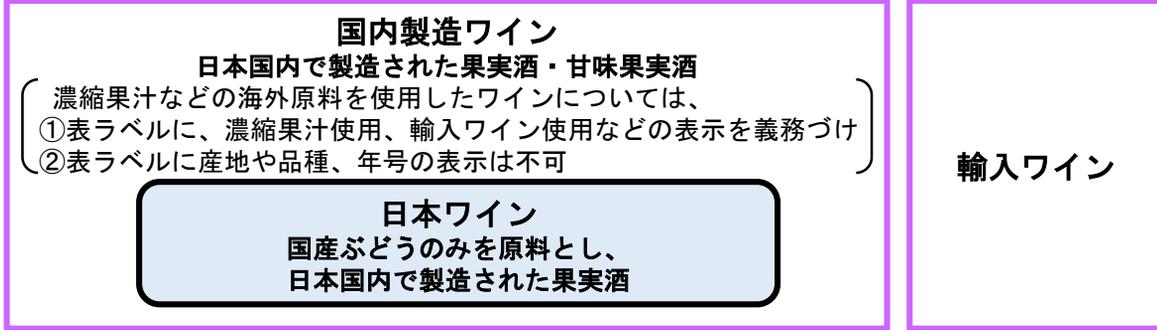
(注) 支援制度は令和4年度現在の内容

IV ワインに関する表示について

1 日本ワインの表示ルール

「国産ワイン」には、国産ぶどうのみを使用した「日本ワイン」のほか、輸入濃縮果汁等を原料としたものが混在し、消費者にとってわかりにくいことから、「酒税の保全及び酒類業組合法等に関する法律」(以下「酒団法」という。)に基づく酒類の表示基準として、「果実酒等の製法品質表示基準」を制定。(告示日(平成27年10月30日)から3年間の経過期間を経て施行(平成30年10月30日))

■日本ワイン・国内製造ワイン、輸入ワインの区分



■日本ワインの表示ルール

地名の表示	ワイン産地名	ぶどう収穫地(85%以上使用)と醸造地がある場合
	ぶどう収穫地名	ぶどう収穫地(85%以上使用)がある場合
	醸造地名	醸造地がある場合
品種名の表示	単一品種	85%以上使用の場合
	二品種	二品種合計で85%以上使用(量の多い順に表示)
	三品種以上	合計85%以上使用(量の多い順に表示、使用割合併記)
収穫年の表示		同一収穫年にぶどうを85%以上使用

2 地理的表示制度

特定の産地に特徴的な原料や製法などにより作られた商品だけが表示できる地理的表示について、指定基準の明確化、消費者にわかりやすい統一的な表示のルール化等のため、酒団法に基づく「酒類の地理的表示に関する表示基準」を制定。(平成27年10月30日)

○指定を受けるための要件

- ・酒類の特性があり、それが確立していること
- ・酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられること
- ・酒類の原料・製法等が明確であること
- ・酒類の特性を維持するための管理が行われていること

○地理的表示

- ①名称 「山梨」などの保護すべき名称
- ②産地範囲 産地を明確に線引き
- ③酒類区分 ぶどう酒、蒸留酒、清酒、その他の酒類のいずれかに区分
- ④生産基準 酒類の特性、酒類の原料及び製法、酒類の特性を維持するための管理

○手続き



○地理的表示「北海道」

平成30年6月、山梨に続いて全国で2番目のワイン(ぶどう酒)の地理的表示に指定。

V 道内におけるワイナリー一覧（令和4年8月末現在）

No	振興局	市町村	企業名／ワイナリー名	免許取得年
1	空知	岩見沢市	(株)宝水ワイナリー／宝水ワイナリー	H16
2	空知	岩見沢市	(合)10R／10Rワイナリー	H24
3	空知	岩見沢市	栗澤ワインズ農事組合法人／栗澤ワインズ	H29
4	空知	三笠市	(有)山崎ワイナリー／山崎ワイナリー	H14
5	空知	三笠市	遊農倶楽部ワインパーティー(株)/TAKIZAWA WINERY (タキザワワイナリー)	H25
6	空知	三笠市	(株)ドメヌスタブコリーヌ／Les Vins de Tapcolline	R3
7	空知	長沼町	北海道自由ワイン(株)／マオイ自由の丘ワイナリー	H18
8	石狩	札幌市	(有)フィールドテクノロジー研究室／ばんけい峠のワイナリー	H13
9	石狩	札幌市	(株)八剣山さっぽろ地ワイン研究所／八剣山ワイナリー	H23
10	石狩	札幌市	さっぽろ藤野ワイナリー	H21
11	石狩	札幌市	さっぽろワイン(株)／さっぽろワイン(株)	R2
12	石狩	千歳市	北海道中央葡萄酒(株)／千歳ワイナリー	S63
13	後志	小樽市	北海道ワイン(株)／北海道ワイン	S47
14	後志	小樽市	OSA WINERY (オサワイナリー)	H27
15	後志	余市町	日本清酒(株)／余市ワイナリー	S49
16	後志	余市町	Domaine Takahiko (ドメヌ タカヒコ)	H22
17	後志	余市町	(株)OcciGabi Winery／OcciGabi Winery (オチガビワイナリー)	H24
18	後志	余市町	リタファーム&ワイナリー	H25
19	後志	余市町	登醸造	H26
20	後志	余市町	Domaine Atsushi Suzuki(ドメヌ アツシスズキ)	H27
21	後志	余市町	(株)平川ワイナリー／平川ワイナリー	H27
22	後志	余市町	Domaine Mont (ドメヌ モン)	H28
23	後志	余市町	ワイナリー YUMENOMORI	H28
24	後志	余市町	(株)キャメルファーム／キャメルファーム	H29
25	後志	余市町	モンガク谷ワイナリー	H30
26	後志	余市町	(株)YUI／DOMAINE YUI	R2
27	後志	余市町	Lan Seqqua	R2
28	後志	余市町	山田堂	R3
29	後志	余市町	バーガンディー(株)／Misono Vineyard	R3
30-1	後志	仁木町	株式会社自然農園グループ／ベリーベリーファーム&ワイナリー仁木	H22
30-2	後志	仁木町	株式会社自然農園グループ／ベリーベリーファーム&ワイナリー仁木 (ドメヌ・イチ)	R2
31	後志	仁木町	(株)NIKI Hillsヴィレッジ／NIKI Hills (仁木ヒルズ)	H27
32	後志	仁木町	(株)Vina de oro bodega／Vina de oro bodega	H30
33	後志	仁木町	(株)ル・レーヴ・ワイナリー／ル・レーヴ・ワイナリー	R2
34	後志	蘭越町	松原農園	H26
35	後志	ニセコ町	羊蹄グリーンビジネス(株)／ニセコワイナリー	H28
36	胆振	洞爺湖町	(有)月浦ワイナリー／月浦ワイナリー	H12
37	渡島	七飯町	(株)はこだてわいん／はこだてわいん	S48
38	渡島	函館市	(株)農楽／農楽蔵	H24
39	檜山	上ノ国町	上ノ国開発株式会社／上ノ国ワイナリー	R3
40	檜山	奥尻町	(株)奥尻ワイナリー／奥尻ワイナリー	H20
41	檜山	乙部町	札幌酒精工業(株)／富岡ワイナリー	S49
42	上川	名寄市	(株)森臥／森臥ワイナリー	R1
43	上川	富良野市	富良野市ぶどう果樹研究所／ふらのワイン	S47
44	上川	富良野市	(有)ノースカントリー／ノースカントリー	H5
45	上川	上富良野町	(有)多田農園／多田ワイナリー	H28
46	上川	中富良野町	(株)Domaine Raison／Domaine Raisonワイナリー	R1
47	上川	東川町	雪川醸造合同会社／雪川醸造N05醸造所	R3
48	オホーツク	北見市	(株)未来ファーム／Infeeld winery	R1
49	オホーツク	北見市	ボスアグリワイナリー	R2
50	十勝	帯広市	あいざわ農園合同会社／相澤ワイナリー	R1
51	十勝	池田町	池田町ブドウ・ブドウ酒研究所／十勝ワイン	S38
52	十勝	池田町	(株)大地／十勝まきばの家ワイナリー	R3
53	十勝	芽室町	めむろワイナリー(株)／めむろワイナリー	R2

VI 相談窓口

名称	住所	電話番号
■醸造用ぶどうの生産状況や各種施策に関する窓口		
北海道 農政部 生産振興局 農産振興課 花果樹係	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5436
■地域における就農や支援制度等に関する各種相談窓口（電話番号は代表）		
北海道 空知総合振興局 産業振興部 農務課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0200
北海道 石狩振興局 産業振興部 農務課	札幌市中央区北3条西7丁目	011-231-4111
北海道 後志総合振興局 産業振興部 農務課	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1300
北海道 胆振総合振興局 産業振興部 農務課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9900
北海道 日高振興局 産業振興部 農務課	浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9030
北海道 渡島総合振興局 産業振興部 農務課	函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9400
北海道 檜山振興局 産業振興部 農務課	檜山郡江差町陣屋町336番地3	0139-52-6500
北海道 上川総合振興局 産業振興部 農務課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5900
北海道 留萌振興局 産業振興部 農務課	留萌市住之江町2丁目1番2	0164-42-8404
北海道 宗谷総合振興局 産業振興部 農務課	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2516
北海道 ホヱツ総合振興局 産業振興部 農務課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0603
北海道 十勝総合振興局 産業振興部 農務課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005
北海道 釧路総合振興局 産業振興部 農務課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100
北海道 根室振興局 産業振興部 農務課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-24-0257
■道内での新規就農や農村での研修、農業体験についての相談窓口		
北海道農業担い手育成センター	札幌市中央区北5条西6丁目1番地	011-271-2255
■醸造用ぶどうの栽培技術や研究内容についての相談窓口（電話番号は代表）		
北海道立総合研究機構 農業研究本部 中央農業試験場 作物開発部 作物グループ	夕張郡長沼町東6北15	0123-89-2001
■企業の農業参入に関する相談窓口		
企業連携・農業法人化サポートデスク (北海道農政部農業経営調整係)	札幌市中央区北3条西6丁目	011-206-7364
■6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改善の取組に関する相談窓口		
北海道6次産業化サポートセンター (公財)北海道農業公社担い手本部農業経営相談室内)	札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル6階	011-522-5671
■国の補助事業等に関する相談窓口（電話番号は代表）		
農林水産省 北海道農政事務所	札幌市中央区南22条西6-2-22	011-330-8800
■創業や販路拡大、経営改善等に関する相談窓口		
北海道よろず支援拠点	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407
■創業や経営、事業継承等に関する相談窓口		
北海道中小企業総合支援センター経営相談窓口	札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階	011-232-2407
■ワインの醸造や製造免許取得についての相談窓口（電話番号は代表）		
札幌国税局	札幌市中央区大通西10丁目	011-231-5011
■醸造用ぶどう及びワイン生産全般に関する相談窓口		
北海道-ワインプラットフォーム	info-wine@terroir-hokkaido.jp https://terroir-hokkaido.jp/	メール又はHPでのみ相談受付

=== 改訂第4版の編集にあたって ===

本道は、全国一の醸造用ぶどう専用品種の栽培面積を誇り、北海道の風土に合った特色ある多様な品種が栽培されていますが、近年、これまで道内では栽培が難しいとされていたピノ・ノワールなど世界的に人気の高い品種の導入も進むなど、ワイン用ぶどう産地として注目度が高まっています。

こうした中、「日本ワイン」の生産に必要な国産ぶどう原料の確保や北海道でのワイナリー設立を目指して、国内外の大手ワイナリーを中心に、本道への参入の動きが続いています。

一方で、平成30年10月30日の新たな日本ワインの表示ルールの導入を契機に、原料需要が急激に増大する中、生産拡大が課題となっていることから、道内での醸造用ぶどうの導入を促進するため、新たに栽培を目指す方を主な対象として、基本的な栽培技術や関連情報などを盛り込んだ「醸造用ぶどう導入の手引」を平成29年3月に作成・公表し、平成30年3月には、日本ワインの生産・流通状況をはじめ各所で公表されている北海道の醸造用ぶどう栽培やワインに関連した情報を追記するなど、記載内容の充実に努めた「改訂第2版」を公表しました。

令和3年3月に統計データや北海道の醸造ぶどう栽培やワインに関連した最新の情報に更新した「改訂第3版」を公表しましたが、今回、令和3年3月30日策定の「北海道果樹農業振興計画」や病害虫の情報や生産者自らが実施可能な土壌改良法などを加えた「改訂第4版」を作成しました。

道産ワインに対する期待の声が多方面から寄せられる中、この手引が、新たに栽培を目指す方や関連業界などの皆様の参考となり、醸造用ぶどうの生産拡大・品質向上や本道ワイン産業の更なる発展の一助となることを願っています。

また、道産ワインを応援してくださる一般の皆様には、ワインになる前のぶどうの生産に関する諸情報から新たな魅力を感じていただき、これまで以上に道産ワインをお楽しみいただけましたら幸いです。

《参考文献一覧》

- 空知の醸造用ぶどう栽培マニュアル（空知農業改良普及センター）
- 醸造用ぶどう栽培マニュアル（後志農業改良普及センター北後志支所）
- 北海道農業入門【果樹編】（北海道農政部）
- 北海道病害虫防除提要（北海道植物防疫協会）
- 北海道農業生産技術体系（第5版）（北海道農政部）
- 普及奨励ならびに指導参考事項（北海道農政部）

《編集体制・協力機関》

- 北海道立総合研究機構農業研究本部中央農業試験場 作物開発部 作物グループ
農業環境部 環境保全グループ
病虫害部 病虫害グループ
- 北海道農政部生産振興局技術普及課（中央農業試験場技術普及室）
- 北海道農政部生産振興局農産振興課 花果樹係

醸造用ぶどう導入の手引

編集 北海道農政部生産振興局農産振興課

住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
電 話 (011) 231-4111 (代)
内 線 27-732

発行 平成29年3月

令和 4年10月（改訂第4版）